

関係事業者の皆様

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく指定物質の輸出入実績の届出期限について（お知らせ）

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」と記載します。）第28条に基づき、前暦年（1月～12月）において同法第2条第4項及び第5項に定められる化学物質（以下「指定物質」と記載します。）を輸出又は輸入した事業者については、その数量（指定物質を含む物にあつては、これに含まれる指定物質の数量）を経済産業大臣に届け出ること（以下「届出」と記載します。）とされており、その期限が、**令和4年2月28日（月）**までとなっておりますので、以下を参照してできるだけ早めにご提出願います。

【届出の対象となる事項】

○令和3年（2021年1月～12月）の指定物質（第一種及び第二種）の輸出又は輸入数量
届出の対象となる指定物質については、別紙1又は下記経済産業省化学兵器禁止関連施策（届出関係）のホームページ（以下「ホームページ」と記載します。）の「5. 参照資料（2）届出・申告の対象化学物質 ・第一種指定化学物質及び第二種化学物質」をご参照ください。

【届出様式及び届出方法】

届出様式（様式第20、**令和2年12月に更新**）については、ホームページ中の届出に関する手続き2.（3）に掲載していますのでご参照ください。

迅速かつ適確に確認作業を行うため、上記ホームページに掲載の「届出内訳一覧表」をできるだけ添付してください。

ご提出は郵送、持参、**電子メール**のいずれかの方法でお願いいたします。

（届出書に記載された情報を当室にて集計し、化学兵器禁止条約に基づいて化学兵器禁止機関に申告しています）

注）届出書への代表者印の捺印が不要になりました。

（ただし、当分の間、代表者印入りの届出書も受領いたします。）

【問合せ及び届出書類送付先】

経済産業省製造産業局化学兵器・麻薬原料等規制対策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3580-0937（直通） E-mail：kahei-madoguchi@meti.go.jp

経済産業省化学兵器禁止関連施策（届出関係）ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

【参考】

1. 化学兵器禁止法の概要

本法により、化学兵器については製造、所持等が一切禁止されるとともに、化学兵器原料になり得る化学物質等については、次のとおり許可・届出等の各種規制が行われています。

- ・化学兵器に供されるおそれの極めて高い化学物質（特定物質）については、製造、使用及び輸入について許可・承認制が敷かれるとともに、譲渡し、譲受け及び所持に関し制限が課され、運搬及び廃棄についても届出等義務が課されております。また、特定物質許可製造者・使用者等に対して経済産業省による立入検査が実施されております。このように、特定物質については、製造・輸入段階から廃棄段階に至るまで厳しい規制措置が執られています。
- ・また、化学兵器禁止法では、民生用に供される化学物質についても、化学兵器に供されるおそれのある化学物質やその前駆物質は指定物質として規定し、当該化学物質（指定物質）については、その製造、使用、輸出入等の数量について経済産業大臣へ届け出ることが義務付けられています。
- ・このほか、有機化学物質（識別可能な有機化学物質）及び特定有機化学物質（有機化学物質のうち、りん、硫黄、ふっ素を含むもの）についても、その製造の実績数量について経済産業大臣へ届け出ることが義務付けられています。
- ・なお、罰則規定として、化学兵器製造／使用罪、毒性物質等発散罪、各種義務違反罪等の規定が設けられています。

化学兵器禁止法の詳細については、次のホームページをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/domestic.html

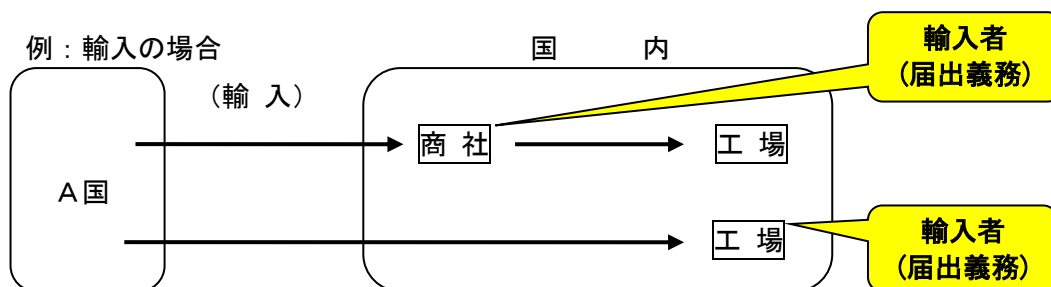
2. 届出に当たっての注意事項

届出に当たっては、次の事項にご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 届出義務を有する者

通関ベースで前暦年（1月～12月）に指定物質を輸出又は輸入した者に届出義務があります。

例えば、商社を介して輸出／輸入した工場は当該届出義務の対象者ではなく、その輸出／輸入に直接関わった商社に届出義務があります。また、工場が商社を介さず直接輸出者／輸入者として輸出／輸入した場合は、その工場に届出義務があります。



(2) しきい値

数量に関するしきい値はありません。そのため、たとえ少量であっても届出が必要です。

また、濃度しきい値については、以下のとおり、指定物質によって濃度のしきい値が異なります。

- ◇ 第一種指定物質のうち毒性物質については、重量パーセント濃度が1%を超えて含有するもの
- ◇ 第一種指定物質のうち原料物質並びに第二種指定物質（毒性物質及び原料物質）については、重量パーセント濃度が30%を超えて含有するもの

届出の数量は、純分換算された重量ベースの数量を記載してください。

例：1,500kg（濃度 80%）の場合 $1,500\text{kg} \times 80\% = 1,200\text{kg}$ （記載数量）

ホームページ中の届出に関する手続き 2. (3) にも届出しきい値の一覧表を掲載しています。併せてご参照ください。

(3) 届出様式の記入方法

①輸出・輸入の別

輸出と輸入のいずれの届出か明確に分かるように「輸出」又は「(輸入)」の該当しない方を削除するか又は二重線で消去してください。

②相手国欄

相手国欄については、経由地となる国の有無に関わらず、輸出の場合は貨物の最終仕向地となる国を、輸入の場合は（生産国でなく）貨物の仕出地となる国をご記入ください。

その他については、別紙 2 「届出内訳一覧表」の記入例を参照してご記入ください。

(4) 輸出入総量の不一致解消

化学兵器禁止機関では、化学兵器の不拡散を徹底するため、毎年我が国を含む各国からの申告に基づいて輸出国と輸入国の数量比較チェックを行い、一致しない場合は各国にその解消のための努力を求めています。近年では、主に以下の指定物質について、輸出入総量の不一致に係る照会がほぼ毎年来ています。数量の不一致は年末年始を挟んで通関がなされた貨物の存在により生じることもありますが、純分換算の方法を含め、届出の漏れや誤りがないようご注意ください。

- ・ トリエタノールアミン（CAS 番号：102-71-6）
- ・ メチルジエタノールアミン（CAS 番号：105-59-9）
- ・ (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスホナリン-5-イル) メチルメチルホスホネート（CAS 番号：41203-81-0）とビス (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスホナリン-5-イル) メチルホスホネート（CAS 番号：42595-45-9）の混合物（CAS 番号：170836-68-7） ※混合物での届出になります。詳しくは、ホームページ中のお知らせ欄の「過去のお知らせ」をご参照ください。

(5) 参考資料の添付

届出内容の確認及び上記 (4) の不一致解消作業を迅速に行うことができるよう、可能であれば、別紙 2 「届出内訳一覧表」又は、個々の貨物の輸出入（通関）の日付、相手国、数量、濃度が分かる既存資料のコピーを併せて添付していただけますと幸いです。

化学兵器禁止法における指定物質

	毒 性 物 質	原 料 物 質
第一種指定物質	<p>(一) $\text{O} \cdot \text{O}'$ -ジエチル=S-[二-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート (別名アミトン) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</p> <p>(二) -・-・三・三・三-ペンタフルオロ-二- (トリフルオロメチル) - - -プロペン (別名P F I B)</p> <p>(三) 三-キヌクリジニル=ベンジラート (別名B Z)</p>	<p>(一) 炭素数が三以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。 イ 一の項の第三欄 (一) から (四) まで及び第四欄に掲げる物質 ロ O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)</p> <p>(二) $\text{N} \cdot \text{N}$-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</p> <p>(三) ジアルキル=$\text{N} \cdot \text{N}$-ジアルキルホスホルアミダート (ジアルキル及び$\text{N} \cdot \text{N}$-ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</p> <p>(四) 三塩化ヒ素</p> <p>(五) 二・二-ジフェニル-二-ヒドロキシ酢酸</p> <p>(六) キヌクリジン-三-オール</p> <p>(七) $\text{N} \cdot \text{N}$-ジアルキルアミノエチル-二-クロリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類</p> <p>(八) $\text{N} \cdot \text{N}$-ジアルキルアミノエタン-二-オール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。 $\text{N} \cdot \text{N}$-ジメチルアミノエタノール及び$\text{N} \cdot \text{N}$-ジエチルアミノエタノールを除く。) 及びそのプロトン化塩類</p> <p>(九) $\text{N} \cdot \text{N}$-ジアルキルアミノエタン-二-チオール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類</p> <p>(一〇) ビス (二-ヒドロキシエチル) スルフィド (別名チオジグリコール)</p> <p>(一一) 三・三-ジメチルブタン-二-オール (別名ピナコリルアルコール)</p>
第二種指定物質	<p>(一) 二塩化カルボニル (別名ホスゲン)</p> <p>(二) 塩化シアン</p> <p>(三) シアン化水素</p> <p>(四) トリクロロニトロメタン (別名クロピクリン)</p>	<p>(一) 塩化ホスホリル</p> <p>(二) 三塩化リン</p> <p>(三) 五塩化リン</p> <p>(四) 亜リン酸トリメチル</p> <p>(五) 亜リン酸トリエチル</p> <p>(六) 亜リン酸ジメチル</p> <p>(七) 亜リン酸ジエチル</p> <p>(八) 一塩化硫黄</p> <p>(九) 二塩化硫黄</p> <p>(一〇) 塩化チオニル</p> <p>(一一) エチルジエタノールアミン</p> <p>(一二) メチルジエタノールアミン</p> <p>(一三) トリエタノールアミン</p>

